

Call for Municipal Housing Applications (June 2023 Application Round, Point-based system)

- Dates/location of application pamphlet distribution for June 2023

Dates: June 6(Tue) to June 16(Fri), 2023

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Residents' Office (Shimin no Heya, Sendai City Hall, Main Bld. 1F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

- Application Deadline

Applications must be postmarked by **June 16(Fri)**

Send applications by post in the official envelope.

- About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

- Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **Oct 5(Thu), 2023.**

For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing (June 2023)."

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka
3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai
(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)
Tel: 022-214-3604

Call for Applications

Notice on Sendai Municipal Housing Applications (Point-based), June 2023

About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first. The points reflect the amount of space per household member, living conditions such as bathing facilities etc., household income, percentage of income paid as rent, single-parents/members with disabilities, past evictions, etc.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

The application period is June 6th-16th, 2023.

All applications are accepted by postal mail. (Applications delivered in person or by phone are not accepted.)

Applications postmarked by June 16 (Fri.) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

☆Notice on Sendai Municipal Housing (June 2023)

☆Sendai Municipal Housing Application Form/Housing Hardship Assessment Form (June 2023)

☆List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (for June 2023 application)

Make sure you have all the above items.

- Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- Please read the "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.
- Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.
- The application form and submitted documents CANNOT be returned under any circumstance.
- If there are fewer applicants than vacancies in the June application period, further application rounds will be held as needed.

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 8 below.

Eligibility will be judged based on the applicant's status as of the date of the application deadline.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai.

As of the date of the application deadline, it must be possible to confirm the applicant's place of residence on their Resident Registration and place of work on their Employment Verification Certificate.

2. The applicant is having trouble finding housing.

3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range (JPY 158,000/month or less).

4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.

5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.

6. The applicant is an adult (married persons are considered to be adults).

7. The applicant does not live in municipal housing (excluding cases in which a household is being divided, e.g. due to the marriage of a child).

8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

市営住宅入居者募集のお知らせ

(令和5年6月募集・ポイント方式)

○ 令和5年6月募集パンフレットの配布期間・配布場所

配布期間 : 令和5年6月6日(火)～16日(金)まで

配布場所 : 仙台市建設公社募集課(仙台市役所国分町分庁舎2階)、市民のへや(仙台市役所本庁舎1階)、区役所、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、高砂・鶴ヶ谷・四郎丸・茂庭管理事務所

○ 申し込み締め切り日

令和5年6月16日(金)まで 当日消印有効

所定の封筒にて、郵送によりお申し込み下さい。

○ ポイント方式とは

「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。

評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

○ 入居時期

入居は、令和5年10月5日(木)を予定しております。

詳しくは「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和5年6月)」をご覧ください。

問い合わせ先 : (公財)仙台市建設公社 募集課
仙台市青葉区国分町3丁目10番10号
(仙台市役所国分町分庁舎2階)

TEL214-3604 FAX214-8592

令和5年度

仙台市営住宅

入居募集のごあんない

[ポイント方式] / 【令和5年6月】

ポイント方式とは

申込書の「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。評価は世帯人員における住戸面積、風呂等の設備状況、世帯の所得状況、家賃負担率、ひとり親世帯・障害者世帯等の世帯状況、立退きの有無等の項目により判定します。評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

申込期間は令和5年6月6日～6月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
6月16日(金)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和5年6月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書(令和5年6月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和5年6月定期募集)」がそろっているかご確認ください。
- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- ◆今回の6月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随時募集を行う場合があります。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX (022)214-8592

も く じ

	ページ
1. ポイント方式とは	1
2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	3
3. 申込みから入居までの流れ	4
4. 申込書等記入相談窓口の開設	5
5. 申込資格	6
6. 申込資格緩和要件	8
7. ペットと一緒に入居可能な住宅について	10
8. 事故住宅について	11
9. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	12
10. 申込みについての注意	13
11. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です)	14
12. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例)	15
13. 世帯の所得月額計算対象となる収入	21
14. 世帯の所得月額計算手順	21
15. 所得計算の方法	22
16. 所得から控除する金額	26
17. 世帯の所得月額の算出	27
18. 家賃	27
19. 入居者の選考	28
20. 二次審査(一次審査通過者のみ)	29
21. 入居手続き	31
22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	32
23. 市営住宅の種類	35
24. 市営住宅位置図(青葉区)	38
25. 市営住宅位置図(宮城野区)	40
26. 市営住宅位置図(太白区)	42
27. 市営住宅位置図(若林区)	44
28. 市営住宅位置図(泉区)	45
29. 各市営住宅への交通手段	46

令和5年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)

9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)

1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)

※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ポイント方式とは

申込者の住宅に困っている度合いを「居住環境」「収入・家賃負担」「世帯状況」等の項目ごとに点数化し、評価点の高い申込者に入居決定する方式です。

住宅に困っている度合いを適切に把握するために、二次審査ではさまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。お間違いのないよう正確にご記入ください。お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。
なお、虚偽による申告の場合には、失格となる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式の申込みにあたっての注意事項

- ◎ 申込みにあたっての大切な事項ですので、必ず確認のうえお申込みください。
- ① 市営住宅入居申込書(以下「申込書」という)と住宅困窮度申告書(以下「申告書」という)の両方の記入および提出が必要です。
- ② 一次審査では、申込書・申告書に記入された内容に基づき点数を配点するため、未記入の項目については配点されません。
- ③ 申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ④ 申込書・申告書の提出(一次審査)の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- ⑤ 一次審査において申込書・申告書に基づき配点を行い、同点の場合においては、公開による抽選により順位を確定します。
抽選対象者の方に対しては、改めて抽選番号をお知らせいたします。
抽選に際しては、抽選対象者はポイントが同点の方と限定しておりますので、優遇措置などは行いません。(抽選玉は1世帯1球となります)

⑥ 一次審査の後、ポイントが上位の方およびポイントが同点で抽選の結果、当選となった方について、二次審査として書類審査を実施いたします。

・申込書、申告書の内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。

<例えば>

住民票、(非)課税証明書(16歳以上は必要)、住宅状況証明書等

(注意)

入居申込者が市営住宅申込書・住宅困窮度申告書において申請された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

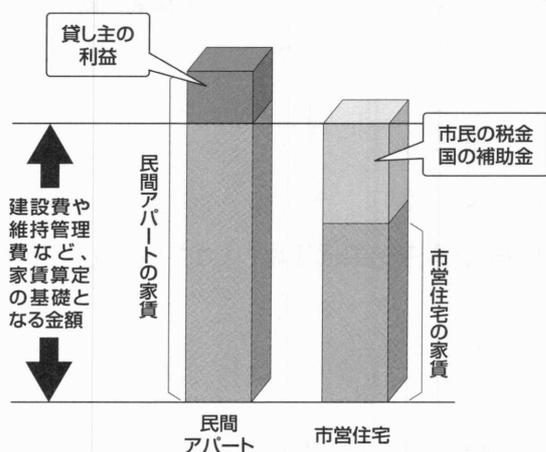


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は、原則市営住宅へ入居できません!

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。(敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

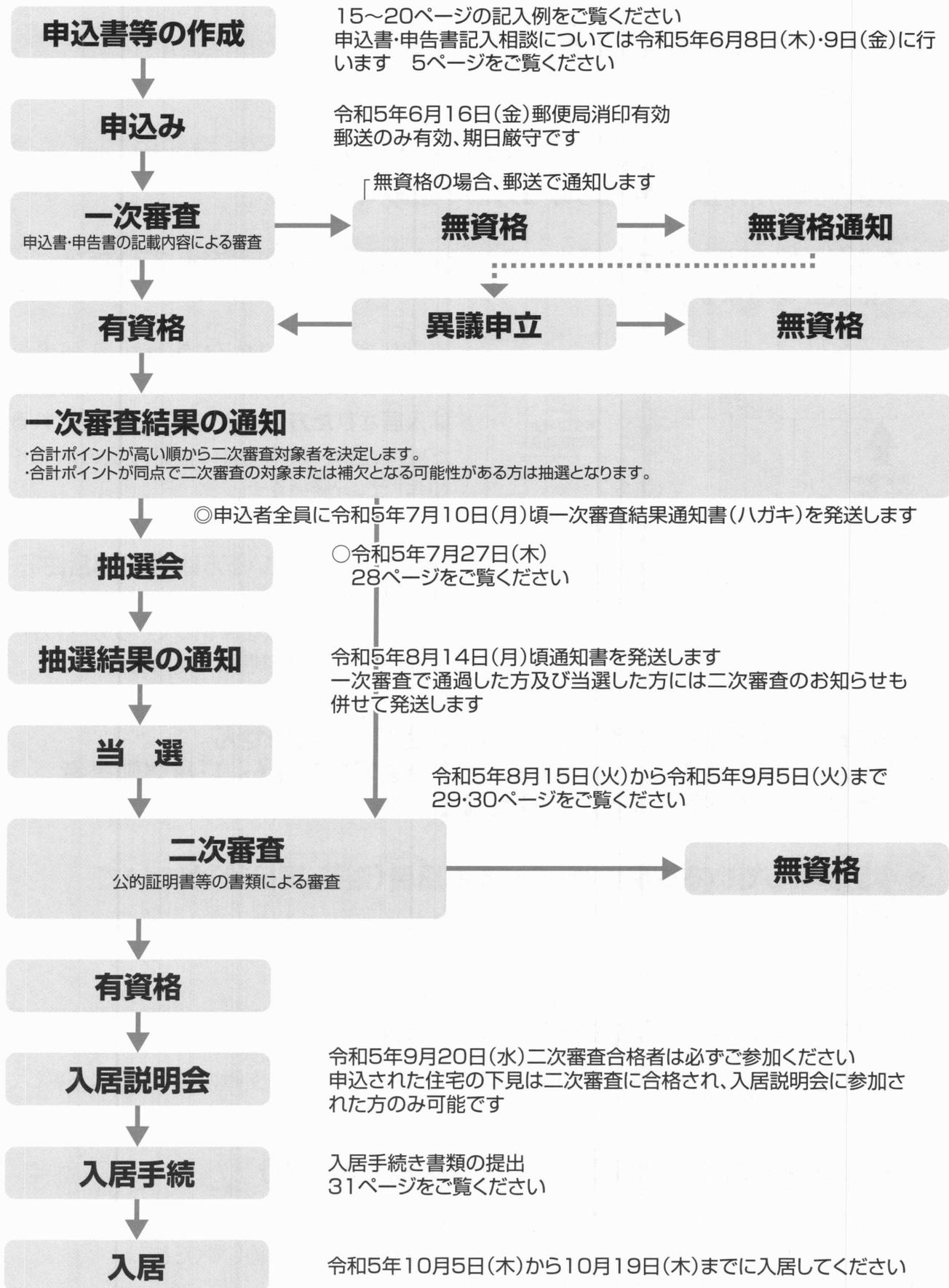
募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(33ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。 駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

3. 申込みから入居までの流れ

社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更となる場合もあります。



4. 申込書等記入相談窓口の開設

市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、賃貸借契約書、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。

※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違う場合がありますのでお断りしています。

※必要書類がすべてそろわない場合には、ポイント計算の相談ができないことがあります。

※駐車場をご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

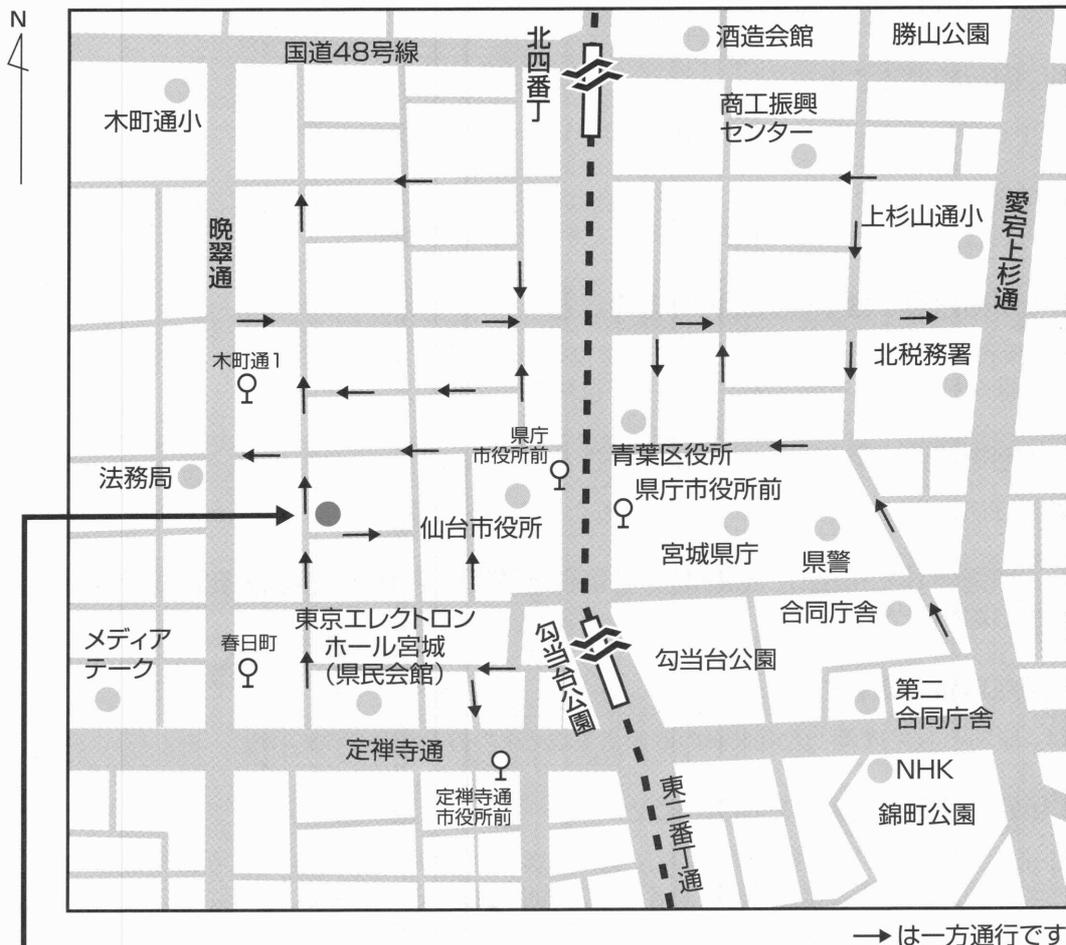
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選や困窮度評価なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和5年6月8日(木)・9日(金) 午前 9 時～午前11時 午後 2 時～午後 4 時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第1会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口は、1階第1会議室で行います。
 ※仙台市建設公社 募集課は2階です。

5. 申込資格

申込みされる方は次の1～8のすべての資格を満たすことが必要です。

＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(7ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者として申込む場合を除きます。

※「配偶者等からの暴力被害者」とは…

配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱い)のことで、

※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(12ページを確認ください)(計算方法は21ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができます。
- ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。
- ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

単身で申込みされる方

次の(1)～(12)のいずれかに該当する方です。＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までに該当する程度の方
- (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は「B」に相当する程度の方
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方
- (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- (11) 配偶者等からの暴力被害者の方
- (12) 犯罪被害者等の方

★身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、申込みできません。

2人以上居住で申込みされる方

現在、同居している親族または同居を予定している親族がいる方です。

★婚姻の予約者と申込みことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。

申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。

当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込みことができます。

(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫(続柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限ります。当選した際には、入居者全員の住民票及び戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

●夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。

①戸籍上で離婚を確認できること

②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)

③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

●「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合は、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

●「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ

①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合

②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

6. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせください。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

6ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申込みことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込みことができます。
- 持家があっても申込みことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込みことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせください。）に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

⚠注意

- ※6・7ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

7. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格(ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方)

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和5年6月募集)」の「ペットと一緒に入居可能な住宅」に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒に入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけることが条件となります。

また、法令(動物の愛護及び管理に関する法律など)で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理(狂犬病予防など)がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケースがあります。

4. 申込みにあたっての注意事項

- (1)ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等は行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2)ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3)動物に関する関係法令を遵守するとともに、**居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。**
- (4)飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
 - ①動物は、自己の居室で飼育すること
 - ②自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
 - ③動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること
 - ④動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
 - ⑤犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
 - ⑥犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
 - ⑦動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
 - ⑧地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
 - ⑨動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
 - ⑩自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
 - ⑪犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

9. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑪のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級に該当する程度の方
- ③療育手帳の交付を受けている「A」または「B」に相当する程度の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

10. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合 {申込みは原則として1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書(同居人欄含む、同一住宅でないものを含む)に出てくる場合は、全て無効となります。}
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書・申告書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書・申告書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 単身で申込む方で「単身入居可能住宅」以外に申込んだ場合
- (3) 申込書・申告書の記載がないため、資格要件の判断ができない場合または得点の配点ができない場合
- (4) 目的別住宅(35・36ページ参照)に申込む方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (5) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合(子供の結婚等による世帯分離は除きます)
※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込むことができます。
※配偶者等からの暴力被害者は申込むことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 申込書・申告書において申告した内容が事実と異なる場合(虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出できない場合は、原則として失格となります。)
- (2) 家族を不自然に分割または合併している場合
 夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 ① 戸籍上で離婚を確認できること
 ② 離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
 ③ 住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (3) 申込資格のあること、または申告した内容を証明できない場合(一次審査の内容を含む)
(例) 住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります。
- (4) 所得証明書、住民票、住宅状況証明書など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいる場合
※一次審査通過者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 入居のために必要な手続きをしない場合(必要な手続きについては31ページをご覧ください)
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み
 ① 申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
 ② 申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

12. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた (記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン (黒か青色インク) で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所には訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のご案内(21~27ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造タイプを必ず明記してください。

氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のご案内(21ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

申込者の住所とハガキの送付先が異なる場合はハガキと同じ住所をご記入ください。

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

区分	一般 生活保護 外国人	留学生 外国人	子育て 配属者等からの 暴力被害者	ひとり親 引揚者	多子 犯罪被害者等	高齢者 被爆者・ 戦傷病者 療養所入所者	特殊疾病 障害者 ハンセン病	多落選 一般・裁量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。									抽選番号
仙台市営住宅入居申込書 (令和5年6月定期募集) (あて先) 仙台市長 令和 年 月 日 市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。									抽選結果
申込住宅	申込住宅名	構造	タイプ	電話番号(申込者)					
	国分第一 市営住宅	中 層	3D K	自宅XXX(△△△)XXXX 携帯XXX(△△△)XXXX					
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)									
飼育する ペット	犬・猫 頭 其他() 頭 ※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。								
住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。)									
年間所得額を記載してください。									
フリガナ	セ:ダイ タロウ	以前の勤務先名	年月退職	給与	2,634,000	控除の種類	○で囲んでください	ひとり親	
申 氏 名	山台 太郎	現在の勤務先名	年月採用	事業		老 扶	特 扶	寡 婦	
続柄(本人)	生年月日	明大昭平	52年 8月 1日	45歳	生活保護	身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
住所	〒990-0000 仙台市青葉区青葉町0丁目番△号青葉A1102号室								
勤務先住所	〒990-0000 仙台市青葉区木町通0丁目番△号								
フリガナ	セ:ダイ ハナコ	以前の勤務先名	年月退職	給与	0	親 族 扶 持	老 扶	特 扶	
申 氏 名	山台 花子	現在の勤務先名	年月採用	事業		身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
続柄(妻)	生年月日	明大昭平	55年 2月 10日	43歳	生活保護	身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
住所	〒0000-0000 同上								
フリガナ	セ:ダイ イチロウ	以前の勤務先名	年月退職	給与		親 族 扶 持	老 扶	特 扶	
申 氏 名	山台 一郎	現在の勤務先名	年月採用	事業		身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
続柄(長男)	生年月日	明大昭平	30年 5月 5日	5歳	生活保護	身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
住所	〒0000-0000 同上								
フリガナ	セ:ダイ コジロウ	以前の勤務先名	年月退職	給与		親 族 扶 持	老 扶	特 扶	
申 氏 名	山台 小次郎	現在の勤務先名	年月採用	事業		身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
続柄(父)	生年月日	明大昭平	22年 11月 10日	75歳	生活保護	身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
住所	〒0000-0000 同上								
フリガナ		以前の勤務先名	年月退職	給与		親 族 扶 持	老 扶	特 扶	
申 氏 名		現在の勤務先名	年月採用	事業		身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
続柄()	生年月日	明大昭平	年 月 日	歳	生活保護	身 体 障 害 級	療 育 手 帳 判 定	精 神 障 害 級	
住所	〒0000-0000								
扶養親族	続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒								
入居しない扶養親族	続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒								
希望郵送先	〒0000-0000								

生活保護受給者の方は、○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲んでください。

- 未記入の項目については、配点されません。
- 後日、証明書類等を提出していただき、申告した点数や内容について確認いたします。また、二次審査に必要な書類の例を、□印でお示しいたします。なお、必要書類の例は、30ページにも記載がございます。
- 虚偽の申告をした場合や証明書類等を提出できない場合等は、原則として失格となりますのでご注意ください。
- 申込締切日「現在」の状況から各問にお答えください。
- 申告内容をあとで確認できるよう、控えをお取りください。

(1)問1-1について

- ・家屋の最低「居住水準」となる面積と比べて、住宅困窮度を確認するものです。
 - ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「専用面積」を記入してください。倉庫や事務所などにお住まいの場合は、「0㎡」と記入してください。
- 住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

(2)問1-2について

- ・「仙台市営住宅入居申込書」に合わせて、年齢区分ごとの人数を記入してください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示したものですので、記入の必要はございません。

(3)問2-1について

- ・「政令月収額」における住宅困窮度を確認するものです。
 - ・「入居募集のご案内」21ページから27ページの「13.世帯の所得月額計算対象となる収入」から「17.世帯の所得月額の算出」を確認して、記入してください。
 - ・22ページから25ページにおける個人の年間所得を合計した27ページの「世帯の年間所得金額」を記入してください。
- 所得証明書 その他必要とされる書類

(4)問2-2について

- ・26ページの「所得から控除する金額」を合計して、27ページの「合計控除金額」を記入してください。

太枠内は、参考までに加点計算方法をお示したものですので、記入の必要はございません。

住宅困窮度申告書（令和5年6月募集・ポイント方式）

「入居募集のご案内」16～19ページの記入例や21ページ～27ページの所得計算の解説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に答えてください。

（注意）申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り（例：6畳）や部屋タイプ（例：1K）の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含まれますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積 35 m²

問1-2 現在、お住まいの方（申込者を含む）の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人数	3 人	1 人	1 人	1 人

参考（加点計算方式）※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
人数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25m ²	30m ²	40m ²	50m ²	57m ²	66.5m ²

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = _____ %

居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%以下
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問2-1 「入居募集のご案内」22～25・27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額 2,634,400 円

問2-2 「入居募集のご案内」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額 1,340,000 円

参考（加点計算方式）※記入は不要です

世帯の所得月額 = (世帯の年間所得金額 - 合計控除金額) ÷ 12 = _____ 円

所得月額	158,001円～	139,001円～ 158,000円	123,001円～ 139,000円	104,001円～ 123,000円	0～104,000円
点数	0点	1点	2点	3点	4点

(5) 問3について

- ・所得月額における「家賃の負担率」により住宅困窮度を確認するものです。
- ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「家賃」を記入してください。「管理費」や「共益費」、「駐車場使用料」等は含まれませんので、ご注意ください。

住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

(6) 問4について

[4-1-2]・「世帯状況」における住宅困窮度を確認するものです。

[4-3]・「ひとり親世帯」は、20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫の世帯です。

・「多子世帯」は、18歳未満の子3人以上と現に同居している世帯です。

・「子育て世帯」は、小学校就学の始期に達するまでの者（出産予定の子は含まない）と現に同居している世帯です。

[4-4]・「高齢者世帯」は、60歳以上の者のみの世帯（単身世帯を含む）または60歳以上の者と18歳未満の者のみの世帯です。

世帯全員の「戸籍の全部事項証明」

[4-5]・「心身障害者世帯等」は、身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B判定）の交付を受けている世帯、また、治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病により特定疾患医療受給者証または障害福祉サービス受給者証の交付を受けている、または交付を受ける程度の障害者世帯です。

身体障害者手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 療育手帳の写し

特定疾患医療受給者証の写し、または、障害福祉サービス受給者証の写しおよび医師の診断書

[4-6]・「配偶者等からの暴力被害者世帯」は、配偶者等からの暴力被害を受けた（DV保護証明書の提出要、警察の証明は含まない）者がいる世帯です。

婦人相談所もしくは婦人保護施設、母子生活支援施設に入所していたことを証する証明書

保護命令決定書の写し

婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」

・「戦傷病者世帯」は、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の者がいる世帯です。

戦傷病者手帳の写し

・「原爆被爆者世帯」は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯です。

原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し

・「引揚者世帯」は、海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した者）で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の者がいる世帯です。

永住帰国旅費の支給決定通知書の写し

・「ハンセン病療養所入所者世帯」は、ハンセン病療養所入所者がいる世帯です。

国立ハンセン病療養所等の長、または、厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した「入所証明書」

・「犯罪被害者等世帯」は、「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に規定する犯罪被害者等がいる世帯です。

警察等への照会の同意書 その他必要とされる書類

[4-7]・「立退き状況」における住宅困窮度を確認するものです。

家主等からの「立退き要求書」「公的証明書類」 その他必要とされる書類

[4-8]・令和3年6月～令和5年3月までの市営住宅定期募集に5回以上申込みを行い、抽選の結果、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方、または、令和3年6月～令和5年3月までの市営住宅定期募集に3回以上申込みを行い、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。

・同一世帯で、申込者が以前と違う場合には、加点されません。

問3 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。
 ※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護の受給者等は、「0円」となります。
 ※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額 円

参考(加点計算方式)※記入は不要です

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \quad \%$$

家賃負担率	30%未満	30~35%未満	35~40%未満	40~45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 「入居募集のご案内」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。
 ※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

4-1	現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所)に住んでいる。※1		4点	
4-2	現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2	台所・便所・浴室のいずれかが無い	4点	
		台所・便所・浴室のいずれかが共用	2点	
4-3	現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。		2点	
4-4	現在、「高齢者世帯」に該当する。	75歳以上(後期高齢者)の方がいる	3点	
		60歳~74歳の方がいる	2点	
4-5	現在、「心身障害者世帯等」に該当する。	身体1・2級、精神1級、療育A、のいずれかに該当する方がいる	3点	
		身体3・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊な疾病のいずれかに該当する方がいる	2点	
4-6	現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。		2点	
4-7	現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3		4点	
4-8	現在、多数回落選者世帯に該当する ※4※5	申込月から過去二年間の定期募集で5回以上落選している	2点	
		申込月から過去二年間の定期募集で3~4回落選している	1点	

※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。
 ※2)寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしていない場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。
 ※3)「正当な理由」とは、建物の取壊しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。
 ※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。
 ※5)特定枠募集は該当しません。

郵便はがき

98000976

63円切手を貼ってください。

住所 仙台市青葉区青葉町丁目番地号
青葉110-1 102号室

氏名 伊山台 太郎 様

令和5年6月定期募集 一次審査結果通知書

申込住宅名 国分第一市営住宅 中層3DK

入居する人数 4名

※審査結果は裏面になります。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財) 仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

ハガキに63円切手を必ず貼ってください。

※申込書の提出（一次審査）の際には証明書類の提出は必要ありません。

「多数回落選者世帯に対する集選措置」の適用を受ける方は、過去2年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。当選した方や補欠で順番が回ってきた方で落選された方は、落選しません。

【多数回落選該当者】

対象期間	申込んだ住宅名
令和3年 6月 募集	高砂(東) 市営住宅
令和3年 9月 募集	高砂(東) 市営住宅
令和3年12月 募集	市営住宅
令和4年 3月 募集	市営住宅
令和4年 6月 募集	市営住宅
令和4年 9月 募集	市営住宅
令和4年12月 募集	市営住宅
令和5年 3月 募集	市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。
上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

・氏名はかい書ではっきりと記入してください。
・住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

63円切手を必ず貼ってください。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可) あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
- 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
- 遠距離通勤をしている。
- 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
- 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
- 住宅が狭くなったため。
- その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
- 賃貸 [賃借人氏名 伊山台 太郎] [申込者との続柄 本人]
- 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
- その他 []

※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加対象とならないのでご注意ください。

3 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。 あてはまる番号を○で囲んでください。

- 有
- 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。
住宅名: _____ 住宅 棟 号 _____ 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

4 外国籍の方は次の質問にお答えください。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: _____ 留学生(就学生を除きます)ですか 1.はい 2.いいえ

5 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。 いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

- 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
- 原子爆弾被爆者に対する保護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
- 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
- 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたはされている被害者及び婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当確命令の日から起算して5年未満の方。及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱う)
- 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった方
- 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。□離婚調停中で事件係属証明書が出る □住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない □配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る
- 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。
疾病名: _____
疾病対象の方のお名前: _____

多数回落選者に該当される方は、対象期間に申込まれた住宅名を記入してください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

暴力団員に関する注意点
申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず別途請求を受け、全費が建やかに退去しなければなりません。
仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明退請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印

13. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→12ページの説明をお読みください。) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し22ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・寡婦年金等を除く。

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

14. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(22～25ページ)



世帯全員の所得を合計する(27ページ) ※「申告書」問2-1



世帯全員の控除額を算出する(26ページ)



世帯全員の控除額を合計する(27ページ) ※「申告書」問2-2



下の計算式にあてはめてください。

世帯の年間所得金額	—	合計控除金額	=	世帯の所得年額
↓				
世帯の所得年額	÷	12	=	世帯の所得月額

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③そのほか次のような年金 寡婦年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和4年1月1日以前から支給されている方

令和4年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

支払先 住所		
受給者 氏名		
種別	支払金額	源泉徴収額
年金	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
扶養親族の数	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
特定 0	老人 0	その他 0
支払を受ける者の年金の種類	支払を受ける者の生年月日	

2か月に1度の支給金額×6

受給者の年齢	この年の公的年金等の収入金額 (A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)
 円

27ページの個人別所得へ

16. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【公営住宅法施行令を適用しています。】

【同居親族控除、特定扶養親族を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	同居扶養親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 老人控除対象配偶者	所得税法上老人扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
	障害者	①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①身体障害者手帳の1級または2級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻をしていない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額区分・控除の内容等が変更になることがあります。

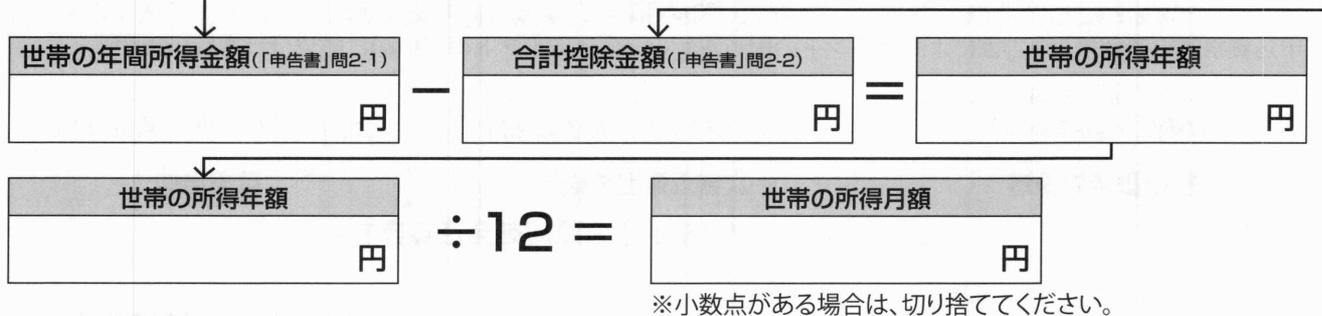
17. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- ・給与収入の方：現在の勤務先に令和4年1月1日以前から就職→22ページ参照
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和4年1月2日以後に就職→23ページ参照
- ・事業収入の方：24ページ参照
- ・年金収入の方：25ページ参照



18. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記ようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。
ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は12ページをご覧ください。

19. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認し、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。合計ポイントが同点の場合には、抽選により順位を付け、一次審査通過者を決定いたします。一次審査通過者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和5年6月16日(金) 郵便局消印有効
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一次審査

申込資格等の確認後、申告書によりポイントの配点を行い、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。

合計ポイントが同点で当選者及び補欠者の順位を確定する場合

合計ポイントが高い順位の場合

合計ポイントが低い順位の場合

抽選番号の通知

一次審査通過の通知

落選通知

令和5年7月10日(月)頃通知を発送します。

抽 選 会

二次審査へ

落選の方には、一次審査通過ポイントが何点だったか通知します。

抽選は、申込者全員が対象になるわけではなく、配点されたポイントが当落線上で同点の場合にのみ行います。

抽選に際しては、抽選対象者を同点の者と限定しておりますので、優遇措置は行いません。

(抽選玉は1世帯1球となります)

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。

抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時：令和5年7月27日(木)

午前10時～正午終了予定(午前9時30分開場)

抽選会場は「オンワード樫山仙台ビル 10階ホール」です。

仙台市青葉区二日町12-34

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

抽選会場

オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

抽選結果掲示場所

仙台市役所国分町分庁舎2階



抽選結果の通知

抽選結果は対象者全員に通知いたします。(令和5年8月14日(月)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※抽選結果は、抽選会終了後から令和5年8月14日(月)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階及び市営住宅管理課(オンワード樫山仙台ビル9階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

①抽選の結果、当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。一次審査通過者に辞退か失格があれば二次審査の対象となります。

※補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

二次審査

一次審査通過された方には申込書・申告書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書・住宅状況証明書等を提出していただきます。申告された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

※シルバーハウジングの場合、この他に入居生活が適切に行えるか検討するための実態調査があります。

20. 二次審査(一次審査通過者のみ)

資格確認について

一次審査を通過された方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

※令和5年度の市町村民税が非課税の方は、非課税証明書を提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和5年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払 証明書	退職証明書
令和4年1月1日以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	×
令和4年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和5年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (令和4年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	×	×
事業所得者の方 (令和4年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和5年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び 支払通知書の写し
令和4年1月1日以前から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	×
令和4年1月2日以後から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和5年度 非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護 証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・母子 年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和4年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (単身者のみ)
失業中の方	○	○	○	○ (令和4年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (単身者のみ)
生活保護を受けている方(単身者のみ)	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和4年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○
申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・ 無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和4年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (単身者のみ)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯・単身世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写しまたは市町村長からの障害者控除認定を確認できるもの
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
居住のため賃貸借契約を締結 している場合	住宅状況証明書または賃貸借契約書(家賃の金額、専用面積、台所・便所・浴室の有無が分かるもの)
居住用以外の建物に住んで いる場合	住宅状況証明書または登記簿謄本(居住用以外の建物<倉庫・事務所・工場等>に住んでいることがわかるもの)
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
立退き要求されている場合	立退要求書または公的証明書類(対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取壊しで立退要求通知があり、かつ正当な事由によるものに限る、家賃滞納や迷惑行為など本人の責めによるものは除きます。)
ペット飼育可能な住宅に申込 んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)
事故住宅を申込んだ場合	誓約書(用紙はこちらから郵送します)

●証明書類の説明

- (1) 住民票……………入居する方及び、入居はしないが、現在同居している方全員分が必要となります。
- (2) 市税の滞納がないことの証明書等……………
- ・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
 - ・16歳未満でも所得のある方は必要となります。
- ※市内にお住まいの方は
入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」
- ※市外にお住まいの方は
入居者全員分……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」または「市税の滞納がないことの証明書」
- (3) 令和5年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和5年度所得証明書」
- (4) 給与等支払証明書……………所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (5) 収支明細書……………所定の「収支明細書」に記入してください。
- (6) 年金証書・支払通知書の写し……………
- ①各種年金証書
 - ②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
 - ③各種共済組合の送金案内書
- (7) 令和5年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和5年度非課税証明書」(所得額の記載のあるもの)
- (8) 退職証明書(①②のどちらか)……………
- ①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
 - ②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (9) 生活保護証明書……………福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必ず必要です)

21. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続き締切日までに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。

なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成人
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則として入居者のご負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。

※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営住宅については、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要があります（電力会社を自由に選ぶことができません）。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。

この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。(共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。) 何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。

ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡していただきます。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)
青葉区	北六番丁	50	23	8,000
	小松島	120	34	3,300
	川平	360	360	4,000
	上原	229	212	2,700
	霊屋下	33	20	8,000
	梅田町	66	35	8,000
			屋根付6	9,000
	小田原	58	33	7,000
	通町	142	28	9,800
			屋根付15	10,800
	落合	112	115	3,700
	霊屋下第二	88	61	7,700
	角五郎	47	39	8,000
	宮城野区	高砂	1,092	1,076
			屋根付15	4,900
鶴ヶ谷第一		700	561	4,700
鶴ヶ谷第二		1,630	1,237	4,700
幸町		357	251	5,400
幸町第二		100	73	5,400
小鶴		230	227	4,000
福田町第一		170	170	3,700
福田町第二		180	180	3,700
仙台駅東		60	19	8,400
田子西		176	146	3,700
幸町第三		38	25	5,400
燕沢東		63	54	5,000
新田東		35	22	5,800
燕沢		55	56	5,000
田子西第二		168	152	3,700
宮城野		88	32	8,000
岡田	10	10	4,500	
鶴ヶ谷第三	17	18	4,700	

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)	
若林区	新寺小路	46	36	7,000	
	若林	120	84	5,700	
	荒井	50	17	4,000	
			屋根付20	5,000	
	荒井東	298	316	4,000	
	若林西	152	123	6,400	
	六丁の目西町	115	59	4,300	
	中倉	58	27	7,000	
			屋根付9	8,000	
	大和町	103	32	7,000	
	荒井第二	34	25	4,300	
	六丁の目中町	43	33	4,300	
	荒井西	14	14	4,000	
	荒井南	75	75	4,000	
	荒井南第二	55	50	4,000	
	卸町	98	32	8,000	
	六郷	50	50	3,600	
	太白区	中田	30	30	3,300
		袋原	274	275	2,800
四郎丸		405	407	2,800	
四郎丸東		388	388	2,800	
太白		662	475	3,200	
郡山		335	334	4,000	
西中田		446	385	4,000	
茂庭第一		613	616	3,100	
鹿野		70	57	5,900	
芦の口		39	30	4,400	
あすと長町		163	50	8,600	
あすと長町第二		96	29	8,600	
あすと長町第三		68	35	6,800	
茂庭第二		100	101	3,100	
泉区	向原	48	48	4,000	
	天神沢	72	64	3,100	
	泉中央南	193	129	4,600	

(8) 住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)

[なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)

著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9) 暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

23.市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。
多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があります。(重複申込みはできません)

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、「単身で申込みされる方」(7ページ)は、別紙「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。
申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

- (1)60歳以上の方
- (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)
- (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。
申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

- (1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)
- (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

●シルバーハウジング(目的別住宅)

高齢者の方が自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設置と住宅生活を支援する生活援助員(ライフサポートアドバイザー:略称LSA)を配置した住宅です。

65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込みできる住宅です。

同居者は60歳以上の方1人に限られます。

要件に該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

※生活援助員は身体介助や家事援助を行うものではありません。そのような援助が必要な方は、別途介護保険等のサービスを利用していただくこととなります。

(注) 障害の程度について、確認させていただく場合がございます

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではありません。

今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご覧ください。

交通手段や立地環境等38ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

24. 市営住宅位置図(青葉区)





25. 市営住宅位置図(宮城野区)





凡 例	
◎	市 役 所
○	区 役 所
○	総 合 支 所
○	証 明 発 行 セ ン タ ー
□	中 央 市 民 セ ン タ ー
△	市 民 セ ン タ ー
●	市 営 住 宅



26. 市営住宅位置図(太白区)





27. 市営住宅位置図(若林区)



29. 各市営住宅への交通手段

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
青葉区	北六番丁	青葉区柏木二丁目	市バス	仙台駅西口⑬⑭⑮	東北大学病院を經由する全ての行き先	厚生病院前	徒歩 7 分
	小松島	青葉区高松三丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑱、台原駅③	高松・安養寺二丁目、台原駅(幸町一丁目經由除く) 高松・県庁市役所經由安養寺二丁目・仙台駅	高松二丁目	徒歩 1 分
	小松島第二	青葉区小松島四丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑰ 台原駅① 旭ヶ丘駅①	宮町を經由する瞑想の松・台原駅・旭ヶ丘駅・仙台駅	東北医科薬科大・東北高校前 小松島四丁目	徒歩 1 分
	川平	青葉区川平三丁目・五丁目	市バス	仙台駅西口⑱ 泉中央駅①	川平団地經由長命ヶ丘 南吉成、聖和短大、青陵校	川平市営住宅前	徒歩 3 分
	上原	青葉区愛子中央三丁目	市バス J R	仙台駅西口⑭ 仙山線仙台駅	白沢車庫、熊ヶ根岡・定義、作並温泉 愛子、作並、山形	愛子駅前 愛子駅	徒歩 15 分 徒歩 10 分
	霊屋下	青葉区霊屋下	市バス 宮交 地下鉄	仙台駅西口⑪ 仙台駅⑫ 地下鉄東西線仙台駅	霊屋橋經由八木山動物公園駅 全ての行き先 八木山	霊屋橋瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7 分 徒歩 12 分
	霊屋下第二	青葉区霊屋下	市バス 宮交 地下鉄	仙台駅西口⑪ 仙台駅⑫ 地下鉄東西線仙台駅	霊屋橋經由八木山動物公園駅 全ての行き先 八木山	霊屋橋瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7 分 徒歩 12 分
	梅田町	青葉区梅田町	市バス J R	仙台駅前(仙台駅前)⑱ 仙台駅前(仙台ロフト前)⑳㉑ 仙山線仙台駅	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目 全ての行き先 愛子、作並、山形(一部の快速を除く)	視覚支援学校前 東照宮駅	徒歩 3 分 徒歩 8 分
	小田原	青葉区小田原四丁目	市バス 宮交	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒ 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑤ 仙台駅⑤⑥	原町を經由する全ての行き先 花京院を經由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル	常盤木学園前	徒歩 5 分
	通町	青葉区通町一丁目	市バス 宮交 J R 地下鉄	仙台駅西口⑥⑨ 仙台駅②③④ 仙山線仙台駅 地下鉄南北線仙台駅	北仙台を經由する便及び八乙女駅、北山→子平町 泉中央、虹の丘、富谷、宮城大学・JCHO 仙台病院(県庁市役所經由) 愛子、作並、山形 泉中央	宮城県仙台合同庁舎前 北仙台駅 地下鉄北仙台駅	徒歩 1 分 徒歩 8 分
	落合	青葉区落合四丁目	市バス J R	仙台駅西口⑭ 仙山線仙台駅	白沢車庫、熊ヶ根岡・定義、作並温泉 愛子、作並、山形	宮城広瀬高校・こども病院前 陸前落合駅	徒歩 8 分 徒歩 7 分
	角五郎	青葉区角五郎二丁目	市バス	仙台駅西口⑨	広瀬通經由交通公園循環	角五郎二丁目	徒歩 9 分
宮城野区	高砂	宮城野区福室五丁目・六丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑥	高砂市営住宅西	高砂市営住宅西	徒歩 3 分
	鶴ヶ谷第一	宮城野区鶴ヶ谷二丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷団地入口 鶴ヶ谷二丁目	徒歩 3 分
	鶴ヶ谷第二	宮城野区鶴ヶ谷六丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒ 旭ヶ丘駅⑥ 台原駅②	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷六丁目東小学校前 鶴ヶ谷六丁目東、西、北	徒歩 5 分
	小鶴	宮城野区小鶴三丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑥ 仙台駅前(仙台ロフト前)㉒ 旭ヶ丘駅⑥ 台原駅②	原町・宮城野区役所經由東仙台(営)・岩切駅 県庁市役所・中江・二の森經由東仙台(営) 鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)	小鶴住宅入口	徒歩 5 分
	幸町	宮城野区幸町五丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江經由東仙台(営)	幸町二丁目	徒歩 5 分
	福田町第一	宮城野区田子一丁目	J R	仙石線仙台駅	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅	徒歩 5 分
	福田町第二	宮城野区田子三丁目	J R 市バス	仙石線仙台駅 陸前高砂駅③ 小鶴新田駅①	多賀城、高城町、東塩釜、石巻 余目、小鶴新田駅 陸前高砂駅	福田町駅 福田町第二市営住宅前 福田町第二市営住宅前入口	徒歩 20 分 徒歩 1 分
	幸町第二	宮城野区幸町三丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目	幸町五丁目	徒歩 5 分
	仙台駅東	宮城野区小田原ノ町	市バス 宮交	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒ 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑤ 仙台駅⑤⑥	原町を經由する全ての行き先 花京院を經由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル	常盤木学園前	徒歩 2 分 徒歩 2 分 徒歩 1 分
	田子西	宮城野区田子西一丁目	市バス J R	小鶴新田駅① 陸前高砂駅③ 仙石線仙台駅	陸前高砂駅 小鶴新田駅 多賀城、高城町、東塩釜、石巻	田子西市営住宅前 福田町駅	徒歩 1 分 徒歩 25 分
	田子西第二	宮城野区田子西二丁目	市バス J R	小鶴新田駅① 陸前高砂駅③ 仙石線仙台駅	陸前高砂駅 小鶴新田駅 多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅	徒歩 2 分 徒歩 20 分
	幸町第三	宮城野区幸町二丁目	市バス J R	仙台駅前(仙台ロフト前)㉒ 仙山線仙台駅	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江經由東仙台(営) 愛子、作並、山形(一部の快速を除く)	幸町二丁目 東照宮駅	徒歩 3 分 徒歩 17 分
	新田東	宮城野区新田東二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑥ 仙石線仙台駅	小鶴新田駅・東仙台(営) 多賀城、高城町、東塩釜、石巻	元気フィールド仙台前 小鶴新田駅	徒歩 3 分 徒歩 9 分

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
燕 沢	宮城野区燕沢二丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑳ 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)㉑ 東北本線仙台駅	東仙台(営) 東仙台(営)、岩切駅 利府、小牛田、石越、一関	燕沢住宅前	徒歩 5 分	
	宮城野区燕沢東二丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)㉑ 東北本線仙台駅	岩切駅 利府、小牛田、石越、一関	東仙台駅	徒歩 10 分	
	宮城野区福室字平柳	市バス	荒井駅①	岡田・新浜	小鶴 東仙台駅	徒歩 3 分 徒歩 20 分	
鶴ヶ谷第三	宮城野区鶴ヶ谷八丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑳ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	鶴ヶ谷七丁目	長屋前	徒歩 4 分	
宮 城 野	宮城野区宮城野二丁目	市バス 地下鉄	仙台駅西口⑤ 地下鉄東西線仙台駅	志波町・霞の目(営) 荒井	鶴ヶ谷中央 鶴ヶ谷六丁目東小学校前	徒歩 1 分	
若林区	若林区二軒茶屋	市バス 地下鉄	仙台駅西口⑤ 地下鉄東西線仙台駅	志波町・霞の目(営) 荒井	新寺四丁目・サンプラザ入口 地下鉄連坊駅	徒歩 4 分 徒歩 10 分	
	若林区若林四丁目	市バス	仙台駅西口⑤	若林小学校を経由する全ての行き先	若林小学校前	徒歩 2 分	
	若林区荒井七丁目	地下鉄 ミヤコバス	地下鉄東西線仙台駅 荒井駅、多賀城駅	荒井 多賀城駅、荒井駅(土・日・祝のみ運行)	地下鉄荒井駅 荒井六丁目	徒歩 7 分 徒歩 7 分	
	若林区伊在二丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄六丁の目駅	徒歩 8 分	
	若林区なないろの里二丁目	市バス	荒井駅②	薬師堂駅	蒲町東	徒歩 6 分	
	若林区荒井東二丁目	市バス 地下鉄	荒井駅② 地下鉄東西線仙台駅	四ツ谷経由霞の目(営)、震災遺構仙台市立荒浜小学校 荒井	広瀬 地下鉄荒井駅	徒歩 8 分 徒歩 18 分	
	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	交通局東北大学病院、六郷小学校・市立病院	荒井八丁目	徒歩 11 分	
	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	交通局東北大学病院、六郷小学校・市立病院	七郷中学校前	徒歩 9 分	
	若林区卸町三丁目	市バス 地下鉄	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)㉑ 地下鉄東西線仙台駅	卸町会館經由小鶴新田駅 荒井	卸町会館前 地下鉄卸町駅	徒歩 1 分 徒歩 9 分	
	若林区若林二丁目	市バス 地下鉄	仙台駅西口⑤ 地下鉄南北線仙台駅	若林小学校を経由する全ての行き先 富沢	若林二丁目 地下鉄長町一丁目駅	徒歩 3 分 徒歩 17 分	
	若林区大和町五丁目	市バス	薬師堂駅① 仙台駅西口⑤	霞の目(営) 志波町・霞の目(営) 荒井	蒲町歩道橋前	徒歩 1 分	
	若林区六丁の目中町	市バス 地下鉄	荒井駅① 地下鉄東西線仙台駅	鶴巻循環、岡田・新浜、小鶴新田駅 荒井	地下鉄卸町駅	徒歩 9 分	
	若林区六丁の目西町	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	六丁の目南町 地下鉄六丁の目駅	徒歩 5 分 徒歩 7 分	
	若林区中倉二丁目	市バス 地下鉄	薬師堂駅① 地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄六丁の目駅	徒歩 4 分	
	若林区中倉二丁目	市バス	中倉一丁目經由荒井駅 荒井	中倉一丁目經由荒井駅 荒井	中倉二丁目 地下鉄卸町駅	徒歩 2 分 徒歩 14 分	
	若林区六郷	市バス	仙台駅西口⑤	井土浜・中野	JA 仙台六郷支店前	徒歩 3 分	
	太白区	太白区中田四丁目	市バス	長町駅・たいはっくる前②	中田小学校經由四郎丸	中田二丁目	徒歩 7 分
太白区袋原字平淵		市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはっくる前②	南仙台駅・四郎丸	袋原市営住宅前	徒歩 3 分	
太白区四郎丸字大宮		市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはっくる前②	四郎丸	四郎丸市営住宅前 東四郎丸	徒歩 3 分	
太白区四郎丸字落合 字新田		市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはっくる前②	東中田五丁目・四郎丸小学校經由を除く四郎丸	四郎丸東市営住宅前	徒歩 3 分	
太白区太白二丁目		宮 交	仙台駅西口⑦⑫、長町駅東口③、長町駅西口④ 長町南駅・太白区役所前④、八木山動物公園駅⑥	山田自由ヶ丘・仙台南ニュータウン行き	公営アパート前	徒歩 3 分	
太白区郡山六丁目		地下鉄 J R	地下鉄南北線仙台駅 東北本線、常磐線 仙台空港アクセス鉄道	富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)・原ノ町・山下 仙台空港(快速を除く)	地下鉄長町駅 太子堂駅	徒歩 8 分 徒歩 5 分	
太白区西中田六丁目		宮 交	長町南駅・太白区役所前⑩、長町駅西口④ 長町駅西口②	長町郡山	太子堂駅前	徒歩 5 分	
太白区西中田六丁目		宮 交	長町南駅・太白区役所前②、長町駅東口② 長町駅西口②	尚綱学院大(西中田經由)	西中田住宅前	徒歩 3 分	
太白区茂庭台四丁目	市バス 宮 交 宮 交	仙台駅西口⑩⑭ 長町駅東口③、長町駅西口① 長町南駅・太白区役所前④	茂庭台、生出市民センター 茂庭台	茂庭台五丁目、四丁目	徒歩 3 分		

太白区	芦の口	太白区芦の口	市バス 宮交	八木山動物公園駅③ 長町駅東口⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町南駅・太白区役所前② 長町駅東口④・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前⑫	緑ヶ丘三丁目 恵和町・八木山動物公園駅 仙台駅、(西の平動物公園・西の平松が丘経由)、動物公園駅(西の平経由) 長町駅東口、市立病院(西の平経由)	青葉苑団地前 西の平二丁目	徒歩 7 分 徒歩 13 分
	鹿野	太白区鹿野本町	宮交 地下鉄	仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅	⑦のりば全ての行先、⑧のりば尚絅学院大行き 富沢	鹿野公園前 地下鉄長町南駅	徒歩 2 分 徒歩 18 分
	あすと長町	太白区あすと長町四丁目	宮交 地下鉄 J R	長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅	長町郡山 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く)	あすと長町二丁目 地下鉄長町駅 長町駅	徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分
	あすと長町第二	太白区長町六丁目	市バス 地下鉄 J R	長町駅・たいはっくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅	全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く)	南警察署前 地下鉄長町駅 長町駅	徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分
	あすと長町第三	太白区諏訪町	市バス 地下鉄 J R 宮交	長町駅・たいはっくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④	全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(太子堂駅経由)	諏訪町 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前	徒歩 2 分 徒歩 22 分 徒歩 9 分
	茂庭第二	太白区茂庭台一丁目	市バス 宮交	仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口①	茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩 3 分 徒歩 3 分
泉区	向原	泉区上谷刈字向原	市バス 宮交 宮交 地下鉄	仙台駅西口⑥ 仙台駅西口④ 八乙女駅⑨⑩ 地下鉄南北線仙台駅	八乙女駅 八乙女駅経由便、泉中央駅経由便 仙台駅行き 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅	徒歩 10 分 徒歩 15 分
	天神沢	泉区天神沢一丁目	宮交	泉中央駅⑤・2・泉中央④ 仙台駅西口④ 八乙女駅③⑪	鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)	住宅前 住宅前 住宅前	徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分
	泉中央南	泉区泉中央南	宮交 地下鉄	八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅	長命ヶ丘二丁目 泉中央	上谷刈三丁目 地下鉄泉中央駅	徒歩 1 分 徒歩 14 分

●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通局ホームページアドレス <http://www.kotsu.city.sendai.jp/> へ
携帯電話、インターネットからの「バスの接近情報」、「のりば」、「行き先」について
どこバス仙台(仙台市交通局) <https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp>

●宮城交通の時刻を検索したい方はこちら <http://www.miyakou.co.jp/> へ



●市立小・中学校の学区を検索したい方はこちら <http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>

最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)



1 チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②住宅困窮度申告書 ③一次審査結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2 チェック 上記③のハガキ1枚に63円切手を貼った。

3 チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(2箇所)に記入した。

4 チェック 市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5 チェック 申込資格を確認した。(6・7ページ)

6 チェック 入居時に必要な手続き(31ページ)敷金の納入・緊急連絡人をつけてもらうこと等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(32ページ)を確認した。

7 チェック 入居申込書・住宅困窮度申告書を郵送する封筒に140円切手を貼った。

※〔該当者〕は以下もチェックしてください。

8 チェック 〔単身入居可能住宅〕に申込みするので、申込資格(7ページ)を確認した。

9 チェック 〔多数回落選ポイント〕の適用を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅を〔多数回落選該当欄〕に記入した。

10 チェック 〔ペットと一緒に入居可能な住宅〕に申込みするので、申込資格(10・11ページ)を確認した。

この「入居募集のごあんない」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。
※新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、上記の一部で配布を中止する場合があります。

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表

(令和5年6月定期募集)

募集期間：令和5年6月6日(火)から16日(金)まで(郵便局消印有効)

- 家賃は令和5年度に適用される予定額です。入居決定時に確定しますが、表示額から増減することがあります。この他、共益費がかかります。
- 家賃と共益費は毎年変動します。詳しくは「入居募集のご案内」32ページをご覧ください。
- 階数や間取り等の選択はできません。
- 募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。
- 今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。
- エレベーター有の住宅や1階の住宅であっても玄関までに段差のある住宅があります。
- 前回募集戸数・前回応募者数の「-」の表示は、新規で募集する場合や過去5年間に募集がなかったことを表しています。
- 申込みされた住宅の下見は、当選し二次審査に合格した方のみ可能となります。詳しくは入居説明会の中でお知らせいたします。
- 単身で申込みされる方(単身資格に該当する方)は、「**単身可**」と記載されている住宅に限り申込みできます。
- 荒井東市営住宅では、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者との間で電気の利用契約を結ぶ必要がありますので電力会社を自由に選ぶことができません。

※ 低層：2階建
中層：3～5階建
高層：6階建以上

◆一般向住宅 申込書の申込住宅欄には、「○○○○市営住宅・○層・○○K」と必ず記入してください。
※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数	
									①	②	③	④	⑤	⑥			
青葉区	川平	中層	3DK	7戸	4階・5階		6・6・洋6・DK	昭和54年度	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	4	6	
	上原	中層	3DK	1戸	2階		6・6・4.5・DK	昭和52年度	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700	2	0	
	上原	高層	1LDK	1戸	3階	有	6・LDK	平成18年度	21,900	25,200	28,900	32,600	37,200	43,000	1	1	
	梅田町	高層 単身可	2K	1戸	6階	有	6・洋4.5・K	平成25年度	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	1	76	
	通町	高層 単身可	2K	1戸	5階	有	4.5・洋5.5・K	平成25年度	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900	1	84	
霊屋下第二	中層	3K	1戸	1階	有	6・洋6.5・洋4.5・K	平成25年度	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	1	22		
宮城野区	高砂(東)	中層	3DK	3戸	3階		6・6・洋6・DK	昭和62年度	22,500	25,900	29,700	33,400	38,200	44,100	7	1	
	高砂(東)	中層 単身可	1LDK	1戸	1階		6・LDK	昭和62年度	20,700	24,000	27,400	30,900	35,300	40,800	-	-	
	高砂(東)	高層	3DK	3戸	7階・8階・10階	有	6・6・洋6・DK	平成1年度	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	1	0	
									24,800	28,600	32,700	36,900	42,200	48,700			
	高砂(西)	中層	3DK	6戸	2階～4階	有	6・6・洋6・DK	平成2年度	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100	5	12	
	高砂(西)	中層	2LDK	2戸	2階	有	6・洋6・LDK	平成2年度	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	1	2	
	高砂(西)	高層	3DK	4戸	3階～5階	有	6・洋6・洋5・DK	平成6年度	26,400	30,500	34,900	39,300	44,900	51,900	1	2	
	鶴ヶ谷第一	高層 単身可	1DK	1戸	5階	有	洋5.5・DK	平成21年度	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800	2	39	
鶴ヶ谷第一	高層 単身可	2K	4戸	2階～4階・9階	有	6・洋4.5・K 6・洋5・K 6・洋5.5・K	平成21年度	15,600	18,000	20,600	23,300	26,600	30,700	5	89		
小鶴	中層 単身可	3K	2戸	1階・3階		6・6・3・K	昭和50年度	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	1	13		
小鶴	中層	3DK	4戸	4階・5階		6・6・3・DK 6・6・4.5・DK	昭和51年度	15,800	18,200	20,900	23,500	26,900	31,000	1	5		
幸町	高層 単身可	2K	1戸	2階	有	4.5・洋5・K	平成24年度	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200	1	36		
福田町第一	中層	3DK	1戸	2階		6・6・洋7・DK	昭和55年度	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	2	8		

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	福田町第二	中層	3DK	5戸	4階・5階		6・6・洋6・DK 6・6・洋7・DK	昭和56年度	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,800	3	2
								昭和60年度	22,500	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300		
	田子西	中層	4K	1戸	4階	有	6・洋6.5・洋6.5・洋5.5・K	平成24年度	28,600	33,000	37,700	42,600	48,600	56,100	1	30
								仙台駅東	高層	3DK	1戸	9階	有	6・6・洋4.5・DK	平成4年度	36,300
	田子西第二	高層	2K	单身可	2戸	1階・4階	有	6・洋5・K	平成26年度	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	1
16,200									18,700	21,400	24,100	31,800				
宮城野	高層	2DK	1戸	10階	有	6・洋5.5・DK	平成26年度	24,400	28,200	32,200	36,300	41,500	47,900	1	18	
							若林区									
若林区	荒井東	高層	2K	2戸	4階・5階	有	4.5・洋5・K	平成24年度	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	1	51
								平成25年度	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800		
	六丁の目西町	高層	3K	1戸	7階	有	6・洋5.5・洋5.5・K	平成25年度	23,400	27,000	30,800	34,800	39,800	45,900	1	68
								大和町	高層	2K	1戸	7階	有	4.5・洋5.5・K	平成25年度	17,100
	荒井南	中層	3K	3戸	1階～3階	有	6・洋5.5・洋5・K	平成26年度	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,300	1	16
23,100								26,700	30,500	34,400	39,400	45,400				
六郷	中層	4K	1戸	3階	有	6・洋7・洋6.5・洋6.5・K	平成26年度	27,800	32,100	36,700	41,400	47,300	54,600	1	17	
							太白区									
太白区	四郎丸	高層	3DK	3戸	2階・4階・7階	有	6・6・洋6・DK 6・洋6・洋6・DK 6・洋6・洋6.5・DK	平成5年度	25,300	29,200	33,400	37,600	43,000	49,600	3	4
								平成7・8年度	26,500	30,600	35,000	39,400	45,100	52,000		
	四郎丸東	高層	2DK	2戸	3階・4階	有	6・洋6・DK	平成8年度	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	2	18
								平成12年度	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200		
	四郎丸東	高層	3DK	1戸	6階	有	6・洋6・洋6・DK	平成12年度	26,700	30,900	35,300	39,800	45,500	52,500	1	2
								太白	中層	2K	15戸	2階～5階		6・9・K 6・10.5・K	昭和49年度	13,700
	郡山	中層	3DK	2戸	2階・4階		6・6・洋5・DK	昭和51年度	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	1	9
								17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600			
	西中田	中層	3DK	8戸	4階・5階		6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和51年度	16,600	19,100	21,900	24,700	28,200	32,500	9	6
								昭和52年度	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800		
	茂庭第一	中層	3DK	20戸	2階～5階		6・6・洋4.5・DK 6・6・洋5・DK 6・6・洋6・DK 6・6・洋8・DK	昭和57～59年度	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	15	2
昭和62年度								23,900	27,600	31,600	35,600	40,700	46,900			
あすと長町	高層	3K	1戸	12階	有	4.5・洋6・洋4・K	平成25年度	27,200	31,400	35,900	40,500	46,300	53,400	1	47	
							あすと長町第二	高層	2K	1戸	9階	有	6・洋3.5・K	平成25年度	17,800	20,500
あすと長町第二	高層	4K	1戸	9階	有	3.5・洋8・洋6.5・洋6・K	平成25年度	33,000	38,100	43,600	49,200	56,200	64,800	1	81	
							茂庭第二	中層	4K	1戸	4階	有	6・洋6.5・洋6・洋4.5・K	平成26年度	27,500	31,700
泉区	泉中央南	高層	2K	1戸	1階	有	6・洋4.5・K	平成25年度	16,000	18,500	21,200	23,900	27,300	31,500	1	87

◆多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇多家族市営住宅・〇層・4DK」と必ず記入してください。
 ※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは4ページ目に記載している「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(東)多家族	中層	4DK	4戸	2階~4階		6・6・6・4.5・DK 6・6・6・6・DK	昭和63年度 平成1年度	27,300	31,600	36,100	40,700	46,500	53,700	3	3
	高砂(西)多家族	中層	4DK	1戸	2階	有	6・6・6・洋4.5・DK	平成2年度	27,800	32,100	36,700	41,400	47,400	54,700	2	0
	燕沢東多家族	高層	4DK	1戸	7階	有	6・洋7.5・洋6・洋5.5・DK	平成25年度	32,300	37,300	42,600	48,100	55,000	63,400	1	0
若林区	荒井東多家族	高層	4DK	1戸	3階	有	6・洋5.5・洋5・洋4.5・DK	平成25年度	※電気の契約にあたって、電力会社を自由に選ぶことができません(「入居募集のご案内」32ページ参照)。						1	1
太白区	袋原多家族	高層	4DK	1戸	7階	有	6・洋6・洋6・洋6.5・DK	平成15年度	32,200	37,200	42,600	48,000	54,800	63,300	1	0
	四郎丸多家族	中層	4DK	2戸	3階		6・6・洋6・洋6・DK 7.5・6・洋7・洋7・DK	平成5年度	28,700	33,100	37,900	42,700	48,800	56,300	2	0
四郎丸多家族	高層	4DK	1戸	5階	有	6・6・洋6・洋4.5・DK	平成5年度	30,000	34,600	39,600	44,600	51,000	58,800	1	0	

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇高齢市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
 ※60歳以上の方又は身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。
 ※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(西)高齢	中層	2DK 単身可	1戸	1階	有	6・6・DK	平成5年度	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500	1	30
太白区	西中田高齢	中層	1LDK	1戸	1階		6・LDK	昭和51年度	18,800	21,700	24,800	27,900	31,900	36,900	1	0

◆車椅子住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇車いす市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
 ※身体機能上、車椅子を常用使用し、身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。
 (注意)車椅子住宅は、車椅子を常用していない場合や、下肢障害あるいは体幹機能障害(いずれも1級~4級)がなければ失格となります。
 詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表4ページ目に記載している「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(西)車椅子	中層	3LDK	1戸	1階		6・6・洋6・LDK	平成5年度	31,100	35,900	41,100	46,300	52,900	61,100	—	—
	鶴ヶ谷第一車椅子	高層	2DK 単身可	1戸	1階	有	洋5.5・洋3.5・DK	平成21年度	22,800	26,300	30,100	33,900	38,700	44,700	—	—
太白区	四郎丸車椅子	高層	2LDK 単身可	1戸	1階	有	6・洋6・LDK	平成8年度	27,200	31,400	35,900	40,500	46,300	53,400	1	1

◆シルバーハウジング

申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇シルバー市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
 ※申込者が65歳以上の方又は60歳以上の障害者等の方かつ、同居者は60歳以上の方1人の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。ペットと一緒に入居可能な住宅は一覧表3ページをご覧ください。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
太白区	四郎丸シルバー	高層	2DK 単身可	1戸	3階	有	6・洋6・DK	平成7年度	20,500	23,700	27,100	30,600	35,000	40,300	2	15
	茂庭第一シルバー	中層	3DK	1戸	1階		6・6・洋6・DK	昭和63年度	22,300	25,800	29,500	33,200	38,000	43,800	2	7

◆一般向住宅<ペットと一緒に入居可能な住宅>

申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇・ペット可市営住宅・〇層・〇K」と必ず記入してください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。(申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません。)

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	田子西ペット可	中層	3K	1戸	2階	有	6・洋6・洋5.5・K	平成24年度	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100	1	7
若林区	荒井東ペット可	高層	2K 単身可	1戸	6階	有	4.5・洋5・K	平成24年度	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	1	9
	中倉ペット可	高層	4K	1戸	4階	有	4.5・洋6・洋5・洋3.5・K	平成25年度	29,000	33,500	38,300	43,200	49,400	57,000	1	52

■市営住宅の種類について

◆一般向住宅

- 申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、単身で申込みされる方は、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

◆多家族向住宅(目的別住宅)

- 申込資格に該当し、4人以上で入居しようとする方が申込みできます。
- 3人以下になった時は明渡していただくこととなります。

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅とは、室内の段差解消や玄関等に手すりを設置している住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。
 - (1)60歳以上の方
 - (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方
 - (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

◆車椅子住宅(目的別住宅)

車椅子住宅とは、車椅子を使用する障害者の方の自立を促すため、車椅子に合わせた手すり、流し台等の設備を備えた住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。
 - (1)身体障害者福祉法の規程により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方
 - (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

◆シルバーハウジング(目的別住宅)

シルバーハウジングとは、高齢者世帯が地域社会の中で自立し、安全で快適に生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と、在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、独立して生活するには不安があると認められるが自分で日常動作が可能な程度の健康状態である方で、次の要件に該当する方に限られます。
※寝たきり等で常時介護を要する方は申込みできません。

単身で申込みされる方

申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方(下記要件に該当する方)

2人世帯で申込みされる方

申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方(下記要件に該当する方)で、かつ、同居者は60歳以上の方1人である2人世帯

〔障害者等の方の要件〕

- (1)障害者基本法に規定する障害者で手帳の交付を受けている方(身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害の重度・中度・軽度)
- (2)戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (3)被爆者健康手帳の交付を受けている方

〔入居者の選考〕

公開抽選により決定した当選者および補欠者で繰上げ当選した方を地域包括支援センターの職員が、健康状態について、面接調査等を行い、入居資格の適否を判断します。

〔主な設備〕

- ①室内の段差解消
- ②手すり(玄関、浴室、便所等)
- ③給湯設備(台所、洗面所、浴室)
- ④半埋め込み式浴槽(浴室の床から高さが40cm程度)
- ⑤NTT回線を利用した緊急通報システム

〔生活援助員(LSA)によるサービス内容〕

- 生活指導・相談
- 安否の確認
- 緊急時の対応
- 一時的な家事援助
- 入居者相互の交流のお手伝い

〔費用負担〕

家賃と共益費の他に、次の費用がかかります。

・生活援助員の配置にかかる費用

市県民税の年額に応じ、1ヶ月最高4,900円がかかります。

・緊急通報システムの通話料

緊急通報システムは、NTT回線を利用して生活援助員に接続されますので、緊急ボタン等を押した場合には通話料がかかります。なお、現在電話に加入されていない方は、入居者の負担で加入していただきます。

〔提出書類〕

入居が決まりましたら、以下の書類を提出していただきます。

・健康状態報告書

生活援助員が日常的に入居者の健康を把握したり、緊急通報時における適切な対応をするために必要となります。

・玄関の鍵を預かることの同意書

シルバーハウジングは、緊急通報時でも玄関ドアの鍵が閉まった状態であるため、入居時にお渡しする鍵のうち一つを生活援助員に預らせていただく必要があります。緊急通報を受信したとき、生活援助員等がことわりなく住居内に立ち入ることをご了解いただきます。

・市県民税額確認のための書類(市県民税課税証明書等もしくは課税状況閲覧に関する同意書)

生活援助員の配置にかかる費用額を決定するにあたり、市県民税額を確認する必要があります。

入居される方が階数・間取り等を選択することはできません。ただし、高齢者世帯、身体障害者世帯の方は、できるかぎり募集住宅の中で階下へ考慮させていただきます。

この募集住宅一覧表はリサイクルできます。「雑がみ」として分別しましょう。

住宅困窮度申告書(令和5年6月募集・ポイント方式)

「入居募集のごあんない」16～19ページの記入例や21ページ～27ページの所得計算の解説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に教えてください。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り(例: 6畳)や部屋タイプ(例: 1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含まれますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積	m ²
---------	----------------

問1-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人数	人	人	人	人

参考(加点計算方式)※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
人数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25m ²	30m ²	40m ²	50m ²	57m ²	66.5m ²

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = _____ %

居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%以下
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問2-1 「入居募集のごあんない」22～25・27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額	円
-----------	---

問2-2 「入居募集のごあんない」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額	円
--------	---

参考(加点計算方式)※記入は不要です

世帯の所得月額 = (世帯の年間所得金額 - 合計控除金額) ÷ 12 = _____ 円

所得月額	158,001円～	139,001円～ 158,000円	123,001円～ 139,000円	104,001円～ 123,000円	0～104,000円
点数	0点	1点	2点	3点	4点

- 問3 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。
 ※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護の受給者等は、「0円」となります。
 ※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額	円
------	---

参考(加点計算方式)※記入は不要です

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

家賃負担率	30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

- 問4 「入居募集のごあんない」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。

※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

4-1	現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所)に住んでいる。※1		4点	
4-2	現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2	台所・便所・浴室のいずれかが無い	4点	
		台所・便所・浴室のいずれかが共用	2点	
4-3	現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。		2点	
4-4	現在、「高齢者世帯」に該当する。	75歳以上(後期高齢者)の方がいる	3点	
		60歳～74歳の方がいる	2点	
4-5	現在、「心身障害者世帯等」に該当する。	身体1・2級、精神1級、療育A、のいずれかに該当する方がいる	3点	
		身体3・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊な疾病のいずれかに該当する方がいる	2点	
4-6	現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。		2点	
4-7	現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3		4点	
4-8	現在、多数回落選者世帯に該当する ※4※5	申込月から過去二年間の定期募集で5回以上落選している	2点	
		申込月から過去二年間の定期募集で3～4回落選している	1点	

- ※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。
 ※2)寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしていない場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。
 ※3)「正当な理由」とは、建物の取壊しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。
 ※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。
 ※5)特定枠募集は該当しません。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
3. 遠距離通勤をしている。
4. 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなったため。
7. その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
2. 賃貸 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
4. その他()

※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加対象とならないのでご注意ください。

3 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。

あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有 2. 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: _____ 住宅棟号 _____ 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

4 外国籍の方は次の質問にお答えください。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: _____ 留学生(就学生を除きます)ですか 1. はい 2. いいえ

5 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。

いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
4. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたはされている被害者及び婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当確命令の日から起算して5年未満の方。及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱う)
7. 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった方
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(□離婚調停中で事件係属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない)・□配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。
(疾病名: _____)
(疾病対象の方のお名前: _____)

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。

仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。



63円切手を貼ってください。

住所

氏名 様

※赤枠の中のみ記入してください。

切り離さないでください

一次審査結果通知の受け取り先は、住民票の住所（現住所）と違うところでもかまいません。

ハガキに63円切手を必ず貼ってください。

**※申込書の提出（一次審査）の際には
証明書類の提出は必要ありません。**

切り離さないでください

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を受ける方は、過去2年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。当選した方や補欠で順番が回ってきた方で辞退された方は、該当しません。

〔多数回落選該当欄〕

対象期間	申込んだ住宅名
令和3年 6月 募集	市営住宅
令和3年 9月 募集	市営住宅
令和3年12月 募集	市営住宅
令和4年 3月 募集	市営住宅
令和4年 6月 募集	市営住宅
令和4年 9月 募集	市営住宅
令和4年12月 募集	市営住宅
令和5年 3月 募集	市営住宅

切り離さないでください

記入しなかった場合は該当しません。
上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

令和5年6月定期募集 一次審査結果通知書

申込住宅名	市営住宅	層	K
入居する人数	名		

※審査結果は裏面になります。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

切り離さないでください

※赤枠の中のみ記入してください。